

【 都城市・三股町圏域における MCS 運用規程 】

＜用語の定義＞

「メディカルケアステーション」とは、(株)コラボスクエアが運営する完全非公開型医療介護専用 SNS であり、「MCS」と略し、以下「MCS」と記載する。

(本運用規程の目的)

第1条 この運用規程は、MCS において使用される ICT システム、機器及び運用に必要な仕組み全般について、その取扱い及び管理に関する事項を定め、MCS の適正利用に資することを目的とする。

(MCS の目的)

第2条 MCS を利用する目的は、地域包括ケアに関わる多職種及び患者・家族の間で、ICT を用いたコミュニケーションを行うことで、人と人の連携を深め、地域の医療・看護・介護の質を向上させ、安全性を高め、最終的には、地域包括ケアシステムの構築と発展に貢献し患者の在宅療養の向上を目指すものである。

(使用 ICT システム)

第3条 ICT システムとして(株)コラボスクエアが運営する完全非公開型医療介護専用 SNS「MCS」を使用する。

(MCS の位置づけ)

第4条 MCS はコミュニケーションの手段であり、「顔の見える関係」を基盤とした上で、従来の連絡手段を補完・補強する形で使用する。

(他の連絡手段との使い分け)

第5条 状況に応じて、電話、FAX、面談など他の連絡手段との使い分けや併用を行う。特に緊急の要件では、MCS のみの連絡は行わず、電話等を利用する。

(運 営)

第6条 MCS の運営は、利用事業所又は施設等内に MCS 運営委員会等を設置し行う。

(利用の対象者)

第7条 地域包括ケアに関係する都城市・三股町の利用事業所又は施設等に属する者。

(法令及びガイドライン)

第8条 利用者は、刑法、保健師助産師看護師法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインを十分理解した上で、MCS を利用することとする。

- ・厚生労働省 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な扱いのためのガイドライン最新版
- ・厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン最新版

・一般社団法人 保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会医療情報連携において、SNS を利用する際に気を付けるべき事項最新版

(目的外使用の禁止)

第9条 MCS の利用者は、本運用規程以外で定めた目的以外に使用することを禁止する。

(利用開始の研修)

第10条 MCS の利用者は、利用開始前に、MCS 公式サイト内のホームページのメニュー画面から使い方等を確認する必要がある。

(MCS の利用施設管理者の設置)

第11条 利用事業所又は利用施設等組織の長は、事業所又は施設内に MCS を利用する管理者を設置し、MCS の適切な管理運用を行う。

(MCS を利用する管理者の責務)

第12条

- 1) MCS の利用事業所又は利用施設等組織の管理者は、従事者が、本運用規程、法令、ガイドライン等に従い、適正に使用するように管理運用を行う。
- 2) 以下の業務を行う
 - ・利用事業所又は施設等における MCS の管理台帳を作成し、利用者を管理する。
 - ・利用事業所又は施設等における MCS の利用者情報、個人情報等のセキュリティ管理全般
 - ・利用事業所又は施設等における MCS で利用する IT 機器管理
 - ・利用事業所又は施設等における MCS の ID 管理
 - ・利用事業所又は施設等における MCS のユーザー登録及び削除
 - ・MCS に書き込まれたことの監視及び削除
 - ・MCS に関する苦情・質問などの対応を行う。

(スタッフ誓約書と教育)

第13条 利用事業所又は施設等組織の長は、MCS を利用する従事者と個人情報保護に関する誓約書を交わすとともに、MCS 管理者及び利用者に対して定期的に教育を行うこと。なお、既に個人情報保護に関する誓約書を取り交わしている場合は、省略できるものとする。

従事者誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである（業務情報保持に関する誓約書・・・別紙様式1）

- 1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所内でも知り得た業務に関連する一切の情報をも許可なく漏洩してはならない。
- 2) 退職後も知り得た情報を漏洩しない。
- 3) IT 機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- 4) 事業者が定めた利用目的外での使用を禁止する。
- 5) 患者その他の第三者のプライバシーその他の権利を侵害するような行為を一切しない。

(MCS の管理 患者グループ)

第14条

- 1) 患者グループでは、一人一人の患者に関して、地域包括ケアを行う上で必要な患者個人情報を含む多職種間のコミュニケーションを行う。
- 2) 患者グループの管理(設置、参加する多職種の登録・削除など)は、利用事業所又は施設等組織の長又は指示を受けた者が行う。
- 3) 患者グループに、全ての患者を登録する必要はない。
- 4) 当該患者の地域包括ケアに関係しており、信頼関係の確立している多職種のみを参加させる。
- 5) 任意で、患者・家族参加のグループを設置できる。
- 6) 患者が死亡した場合は、患者グループの作成者又は管理者が適切な時期に、患者グループを保管リストへ移動する。
- 7) 患者・家族から、患者グループのやりとりの内容の完全削除の希望があった場合は、患者グループの作成者に削除を依頼する。
- 8) 患者グループの具体的な使い方に関しては、患者グループの作成者を中心に、参加者の間で、事前に、取り決めをしておくことが望ましい。

(MCS の管理 自由グループ)

第15条

- 1) 自由グループでは、地域の多職種間の情報交換・交流を行う。
- 2) 自由グループでは、患者の個人情報は、取り扱わない。
- 3) 自由グループの管理(設置、参加者の登録・削除など)は、職種の制限なく、自由に行うことができる。
- 4) 自由グループの管理者は、そのグループの趣旨・使い方などを、参加者に伝える。
- 5) 自由グループの管理者は、グループを、「都城市・三股町圏域における MCS 運用規程」、法令、公序良俗に反しないように、適正に管理する。

(MCS の管理 つながり)

第 16 条

- 1) つながりでは、1 対 1 のメッセージのやりとりを行う。
- 2) つながりで、患者個人情報を扱う場合は、情報漏洩に十分な配慮を行い、法令に反しないようにやりとりを行う。

(患者の同意取得)

第17条 患者グループ又はつながりにおいて、患者の個人情報をやりとりする場合は、利用事業所又は施設等組織の長より指示を受けた者が、患者もしくはその家族から「患者同意書」を取得し、保管するとともに、そのコピーを、患者もしくはその家族に渡す。(既に患者と同意を交わして MCS を活用している場合この限りではない。)
(MCS における個人情報の取り扱い同意書・・・別紙様式2)

(MCS 利用上の留意事項)

第18条 MCS 管理者及び利用者は、「都城市・三股町在宅医療・介護連携推進協議会 MCS 利用上の留意事項」に留意して、MCS を利用する。

(ID・パスワードの管理)

第19条 MCS の ID 及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- 1) パスワードは、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理する。
- 2) 1 つの ID を複数名で共有しない
- 3) パスワードは、英数混合8ケタ以上とし、2ヶ月に1回は必ず変更する。
- 4) パスワードはシステム上に保存しない。
- 5) 利用が終わった場合や利用端末から離れる場合は、必ずログアウトする。
- 6) スマートフォンやタブレット端末機器、パソコンなど、利用するすべての端末には起動時のロックをかける。

(IT 機器のセキュリティ対策)

第20条

- 1) IT 機器のセキュリティ対策については、「都城市・三股町在宅医療・介護連携推進協議会 MCS 利用上の留意事項」に従い、管理するよう努める。
- 2) モバイル端末は、「厚生労働省 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン情報及び情報機器の持ち出しについて」の内容に従った管理を行う。
- 3) 個人所有端末の使用許可は、できるだけ避け、業務用端末の支給に努める。もし、個人所有端末の使用を許可する場合は、利用事業所又は施設等の長は下記を遵守すること。
 - ・MCS の利用者に対し、上記2)の管理を行うこと。
 - ・MCS の利用者に対し、端末や OS 等に応じて推奨されている適切な方法により、アプリケーションをインストールするよう指導すること。
 - ・アプリケーション等の脆弱性に関する情報を収集し、利用者が 脆弱性の明らかになったアプリケーションを使用していないか、定期的に確認すること。

(内容の二次利用の原則禁止)

第21条 MCS の内容(テキスト、画像、各種ファイル等)の二次利用(利用端末にダウンロードする、コピーする、印刷するなど)は原則として禁止する。ただし、患者の地域包括ケアのために直接利用する。(MCS の内容を診療・看護・介護記録に残す、施設のほかの事業者伝える、患者・家族への説明に使うなど) 目的の場合は、その内容の提供者が許可すれば、二次利用してもよい。その場合でも、他の施設からの情報提供書などの文書等の内容は、二次利用を禁止する。事前に、参加者間で、二次利用に関する取り決めをしておくことが望ましい。

MCS の内容を、患者の地域包括ケアに直接関係しない目的(勉強会・学会発表など)で使用する場合は、患者グループの管理者及び内容提供者の許可を得た上で、患者や内容提供者の個人情報漏洩しないように、抜粋や加工を行うなど、十分な配慮を行う。

(掲載内容の配慮)

第22条

- 1) 患者・家族の身体や家屋などを撮影する場合は、その都度同意を得る。
- 2) 他の施設から提供された情報提供書などは、必要な部分のみを掲載する。その文書の提供元である施設が、MCS への文書の掲載を許可しない方針である場合は、それに従う。

(MCS 連絡網)

第23条 MCS に、利用事業所又は施設等の関係者用の「自由グループ」を作成して通知用に用いる。

(災害時連絡手段としての活用)

第24条 災害時には、人の生命の保護を優先する観点から、MCS を災害時連絡手段として利用するために、MCS 利用者の管理台帳に記載していない端末の使用を特別に許可する。

(その他)

第25条 その他、この規程の実施に関し、必要な事項がある場合は、利用事業所又は施設等の組織の長がこれを別に定めることができる。

附則

第1条 この規程は、 年 月 日から施行する。